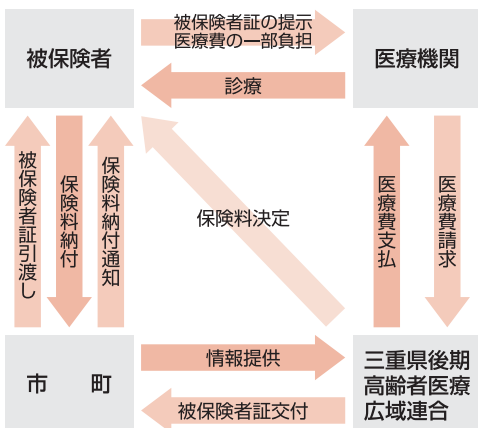


●対象者

①75歳以上の全ての方（生活保護の受給者を除く）②65歳から74歳で一定の障がいがあり、制度に加入される方。それまで加入していた医療保険（国保・会社の健康保険）を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。



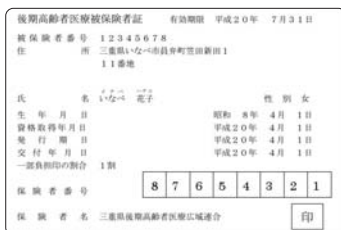
●資格を取得する日

- ①4月1日現在、75歳以上の方…4月1日から
- ②65歳から74歳で一定以上の障がいにより現在老人保健資格を取得している方(本人の申出により資格喪失可)…4月1日から
- ③4月1日以降、75歳となる方…75歳の誕生日から
- ④4月1日以降、65歳から74歳で一定以上の障がいにより障害認定を受けた方…広域連合から認定を受けた日から

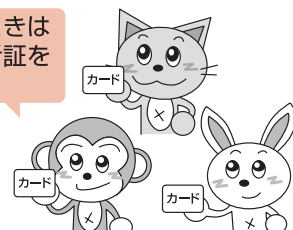
●被保険者証（保険証）について

被保険者証は1人1枚ずつ交付します。

- ・老人保健制度から移行される方には3月下旬に、制度施行後に75歳になる方には、75歳到達日の前に被保険者証を郵送します。
- ・障害認定申請をされた方には、認定後に被保険者証を交付します。



医療を受けるときは新しい被保険者証を提示します



●高額療養費

(1) 1か月の自己負担限度額

1か月間の医療費が高額になったときは、申請により自己負担額を超えた分を払い戻します。市役所窓口で手続きをしてください。なお、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。（入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは支給の対象となりません）

所得区分	外来の限度額 (個人単位)	外来+入院の限度額 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%※1 (44,400円)※2
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。

※2()内は過去12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当する場合の限度額。

(2) 特定の病気で長期の治療を受けた場合

厚生労働大臣が定める疾病（血友病、人工腎臓を実施している慢性腎不全、抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）については、「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」を、医療機関の窓口で提示すれば、毎月の自己負担額は10,000円までとなります。

●保険外併用療養費

保険が適用されない療養を受けると、保険が適用される部分があっても全額が自己負担となります。ただし、厚生労働大臣の定める先進医療や特定の保険外サービスについては、通常の治療と共通する部分（診察、検査、投薬、入院料）の費用については保険が適用されます。

●訪問看護療養費

自宅で療養している方が、主治医の指示に基づいて訪問看護師から療養上のお世話や必要な診療の補助を受けた場合、かかった費用の1割が自己負担分となります。（現役並み所得者は3割）

●移送費

病気やけがで移動が困難な方が、医師の指示により一時的、緊急的が必要あり、やむを得ず最寄りの病院に転院したときなどに要した費用は、いったん全額を支払い申請に基づき払い戻しされます。（通院時は対象になりません。）

●第三者行為

交通事故など、第三者の行為によってけがをして治療を受ける場合、原則として加害者が医療費を負担すべきものですが、後期高齢者医療制度で治療を受けようとするときは、市役所へ必ず届け出をしてください。

●葬祭費

被保険者が死亡したときに葬祭を行った方に、申請により50,000円を支給します。

●保健事業

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査を行うこととします。実施方法は介護保険制度の生活機能評価との同時実施、県内いずれの地域でも受診できるフリーアクセスの整備をすすめています。なお、利用者負担額が必要となります。

保険料については来月号でお知らせします。

問 三重県後期高齢者医療広域連合 T059-221-6883 F059-221-6884
 問 三重県後期高齢者医療広域連合ホームページ http://www.75iryu.biz-web.jp/
 問 北勢庁舎 保険年金課 T72-3829 F72-3334